御参考

平成 22 年度行政評価局調査テーマ選定関係

平成 22 年 2 月 17 日 第 1 回行政評価機能強化検討会

これまで行政評価局で準備を行ってきた調査テーマ(案)

平成22年度については、鳩山総理大臣の所信表明演説(21年10月26日)で表明されている「税金の無駄遣いの排除」「国民のいのちと生活」の観点からテーマを準備。なお、調査テーマを公募。

「税金の無駄遣いの排除」(行政運営の効率化)

- ①「農地公共事業(農業水利施設)」
- ②「防衛省調達業務等」
- ③「職員研修施設」* (国の研修施設に効率化の余地。22年4月より詳細調査を実施予定。23年度予算編成過程に反映)

(※政務三役指示、行政相談端緒、政府内の各レビュー機関との連携等により実施)

(注)独立行政法人の22年度業務実績評価において、保有資産の見直しを重要視点に反映

「国民のいのちと生活」(安全、安心)

- ④「児童虐待防止」* (22年4月から管区行政評価局等を動員し、調査を実施。)
- ⑤「テレワークの推進」(総合性確保評価)

------⑥「公共職業安定所の未充足求人対策」

(7)「**障がい者雇用**」 (「雇用保険二事業」(平成22年1月勧告)のフォローアップ結果(6か月後)を踏まえ検討)

その他

「機動調査」

- 〇 「年金業務」(近日、「年金業務監視委員会」を設置予定)
- 年金管理運用独立行政法人の運営の在り方(厚生労働省の検討委員会への対応等)
- *印は、平成21年度行政評価等プログラムに記載。また、二重枠囲みの項目は、「行政評価局調査」機能の多様化の一環として実施。

上記以外に調査を検討中のもの 〇 保育行政(経費、参入規制等)

- 〇 社会資本の維持管理・更新(長寿命化対策の実効性等)
- 〇 事故米不正転売問題等への対応状況
- 〇 検査検定、資格認定等(利用者負担軽減等)
- 〇 法令遵守(会計経理の適正化等)

最近の行政評価局調査の主な実績

「ムダの削減」に関するもの

- (16 年度) 〇電子政府の推進、〇実施庁に係る実績評価、〇国民年金業務<※<u>総務大臣指示</u>>、〇文化財保護、〇行政手続法の施行・運用、 〇外交・在外業務、〇中心市街地活性化、〇農業経営構造対策、〇経済協力(ODA)、〇検査検定制度、〇留学生の受入れ推進
- (17 年度) 〇民間団体補助金等(第一次)、〇IT化推進施策、〇農業災害補償
- (18 年度) 〇民間団体補助金等(第二次)、〇地方支分部局等指導監督行政、〇厚生年金保険
- (19年度) 〇府省共通事務、〇国等の債権管理等、〇PFI事業
- (20 年度) 〇公共事業の需要予測等、〇契約の適正化<※総理大臣指示>、〇国の行政機関等の法令遵守等
- (21 年度) 〇契約の競争性確保緊急調査<※総務大臣指示>、〇雇用保険二事業

「国民の安全・安心」に関するもの

- (16 年度) 〇自動車運送事業、〇根拠法のない共済(いわゆる「無認可共済」)、〇少子化対策、〇湖沼の水環境の保全
- (17 年度) 〇化学物質の排出の把握・管理、〇IT化推進施策、〇自殺予防、〇バリアフリー、〇大気環境保全
- (18 年度) 〇検査等業務従事者の身分確認く※行政相談端緒>、〇感染症対策、〇鉄道交通の安全対策、〇少年非行対策
- (19 年度) 〇労働安全・基準、〇小児医療の推進等、〇遊戯施設の安全確保対策緊急調査<※<u>総務大臣指示</u>>、〇在外邦人の安全確保対策、 〇アスベスト対策、〇原子力の防災業務(第一次)、〇リサイクル対策
- (20 年度) 〇輸入農畜水産物の安全性確保、〇介護保険事業、〇行政手続等の本人確認、〇原子力の防災業務(第二次)、 〇生活保護の自立支援等、〇自然再生、〇外国人観光振興
- (21 年度) 〇配偶者からの暴力防止(DV問題)、〇低公害車

行政分野別の行政評価局調査の実施状況(平成元~21年度)

府省別	行政分野等	行政評価・監視、政策評価(統一性・総合性)の実績(平成元年度以降)						
内閣府	経済財政政策							
本府	沖縄・北方							
	男女共同参画等	少子化対策⑮、配偶者暴力⑱						
	防災・安全確保	原子力防災(1次、2次)(19、食品表示20)						
	国際平和協力							
	政府広報、その他	随意契約⑩						
宮内庁		随意契約⑩						
公正取	独占禁止	中小卸売業・小売業(流通合理化)⑧、中高層分譲共同住宅の管理等④、						
引委員	不当景品類・不当	一一百百万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万						
会	表示防止							
	下請保護							
警察庁		警察庁不祥事案対策⑫、自殺予防⑰、配偶者暴力⑱、随意契約⑲、薬物						
		の乱用防止匈						
金融庁	金融検査	預貯金取扱金融機関⑨						
	金融監督(証券、	根拠法のない共済⑯						
	保険、金融(銀行等	預貯金取扱金融機関⑨						
	狭義)等)	行政手続等の本人確認®						
	証券取引の監視							
	金融制度	預貯金取扱金融機関⑨、根拠法のない共済⑯						
総務省	行政管理、評価	電子政府の推進⑮						
	地方行財政	地域輸入促進⑫、配偶者暴力⑲						
	消防・防災	救急業務・救急医療業務⑤、危険物の保全⑧						
	電気・情報通信	電波行政③⑩、電気通信⑤、IT化推進⑯						
	郵政事業	郵政事業(資材調達、建築業務)②、郵便事業⑥、郵便貯金事業⑦、簡						
		易生命保険⑧、郵政事業(施設整備、資材調達)⑨、簡易保険福祉事業						
		団財務調査⑪、郵便事業・郵政三事業の事業別計理等⑬						
	公害等調整	The state of the s						
	統計・その他	随意契約⑩						
法務省	司法制度改革	The state of the s						
	検察	随意契約⑩						
	矯正 	矯正施設③、少年非行⑰						
	更正保護	少年非行⑰						
	公安	実施庁⑮						
	登記、戸籍等	登記④⑩						
	人権擁護	配偶者暴力② 加思した図② 図巻先② たりひぬ○						
ᆔᅎᄼᄼ	出入国管理	外国人就労②、外国人在留⑦、留学生⑮、在外公館⑰						
外務省	地域別外交	外交・在外業務⑮						
	分野別外交	外交・在外業務⑮ 国際文化な法① の学生② の学生②						
	広報、文化交流 領事政策(領事サ	国際文化交流①、留学生④、留学生⑮						
	領事政策(領事サ 一ビス、海外邦人	外国人就労②、在外邦人安全福祉等⑥、外国人在留⑦、在外邦人安全確 保仰、在外邦人安全対策等⑩						
	の安全確保、外国	保⑫、在外邦人安全対策等⑱						
	の安主権体、外国 人問題)							
	八回題/ 外交実施体制	在外公館①②、在外公館②						
	経済協力	ODA574						
	その他	随意契約⑩						
	COLE	Mary Mary Mary Mary Mary Mary Mary Mary						

1		
財務省	予算、決算及び会	特別会計制度の活用状況(歳入歳出決算の表示内容)⑬、国等の債権管
	計(補助金等)	理等⑰、補助金等(執行の適正化、事業効果の確保(1次、2次)⑨⑩、
		利用料金等を徴収する施設の整備⑪)、民間団体等を対象とした補助金
		等(1次、2次)⑩⑰、随意契約⑲
	租税	
	関税	税関業務の運営等③、既往勧告事項の推進(税関業務)⑩
	国庫、通貨、国有	国有財産の管理及び処分(国有地)⑤
	財産管理	
	国際金融	
	徴税	
	金融	15675711 攻也
+ + + + T = 1 · ·		10 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A
文部科	生涯学習	社会教育施設⑤、生涯学習振興⑦、
学省	初等中等教育	義務教育諸学校等③、在外邦人安全福祉等⑥、外国人子女等教育⑦、学
		校給食施設⑧、義務教育諸学校等⑨、外国人児童生徒等⑬、教員養成等
		⑭、少年非行⑪、在外邦人安全対策等⑱、配偶者暴力⑳
	高等教育	産業教育①、外国人就労②、留学生④、高等教育⑤、国立大学附属病院
		⑨、国立高専⑩、留学生⑮
	私学振興	義務教育諸学校等③、⑨、私学振興⑬
	科学技術・学術政	科学技術②、宇宙開発⑧、科学技術⑩
	策、研究振興・開	
	発	
	原子力安全	原子力防災(1次、2次)⑩
	スポーツ・保健	学校給食施設⑧、少年非行⑪、小児医療⑰、
	芸術文化	国際文化交流①、ODA⑤⑦⑭、芸術文化振興⑥、文化財保護⑮
=	その他	随意契約⑩
厚生労	健康・水道	難病対策等⑧、感染症対策⑯
働省	医療	国立病院・療養所③、救急業務・救急医療業務⑤、保健医療福祉(人材
		確保) ⑥、難病対策等⑧、国立病院・療養所⑨、医療事故⑭、自殺予防
		\bigcirc
	医薬品・食品	血液事業②、薬事(医薬品の安全対策)④、麻薬・覚せい剤⑨、医薬品
		(安全対策) ⑪、食品の安全・衛生⑪、医療事故⑭、食品表示⑭⑳
	医療保険	医療保険事業④、老人医療等公費負担⑦、国民健康保険⑩、政府管掌健
		保⑫、感染症対策⑯
	雇用	高年齢者対策(雇用就業・社会参加)④、雇用保険(雇用促進事業団)
		⑤、障害者の雇用就業⑦、介護労働者の雇用管理⑧、雇用促進事業団財
		務調査⑪、高齢者雇用対策⑫、障害者の就業等⑬、配偶者暴力⑱、雇用
		二事業20
	 職業能力開発	雇用保険(雇用促進事業団)(5)、高齢者雇用対策(2)
	労働安全・基準	労災保険③、労働福祉事業団財務調査⑩、労災保険⑩、労働安全等⑪®
	雇用均等・パート	
	産用均等・ハート 子ども・子育て支	
		保育所①、児童福祉対策等⑧、少子化対策⑮、児童虐待⑳
	援席表标	
	障害者福祉	障害者の雇用就業⑦、障害者の就業等⑬
	生活保護・福祉一	消費生活協同組合②、社会福祉法人の指導監督③、生活保護⑦、社会福
	般	祉・医療事業団財務調査⑩、生活保護⑫、社会福祉法人の指導監督⑭、
		生活保護②
	援護	精神保健対策⑥
	介護・高齢者福祉	高齢者対策(要援護高齢者)①、高年齢者対策(雇用就業・社会参加)
		④、シルバーサービス⑤、介護労働者の雇用管理⑧、要援護高齢者対策
Ī	1	
		(特別養護老人ホーム施設基準)⑩、介護保険運用⑬、介護保険事業⑭
	年金	(特別養護老人ホーム施設基準) ⑩、介護保険運用⑬、介護保険事業⑭ 国民年金⑨、厚生年金⑨、国民年金⑯、厚生年金⑰、検証委⑭

	その他	随意契約⑲					
農林水	食料・食糧	米の生産流通⑨、食品流通対策②					
産省	消費安全	動物用医薬品①、農産物の検疫・検査⑧、農薬の使用管理⑬、食品表示					
		⑭②、輸入農畜水産物の安全®					
	生産・畜産	野菜の生産流通③、環境保全型農業⑤、畜産⑦					
	農業経営	農業災害補償制度③、農業者年金制度④、担い手対策⑥⑫、農業構造改					
		善⑧、食品の安全・衛生⑪、農業経営構造⑮、農業災害補償⑯					
	農村振興	農業振興地域②、中山間地域対策⑤⑥、農業基盤整備事業⑦、都市農村					
		交流⑯					
	農林水産技術会議	農業技術の開発普及④、試験研究機関⑩					
	林野	国有林野①、国有林野⑨、森林の保全管理⑬					
	水産	漁業経営近代化②、漁業災害補償制度⑥、漁港⑩					
	統計・その他	農林水産統計⑪、随意契約⑲、バイオマス⑳					
経済産	経済産業	消費者保護(消費者取引適正化)③、中小卸売業・小売業(流通合理化)					
業省		⑥、工業団地等造成事業等⑦、アルコール専売事業⑧、産業活動活性化					
	ものづくり・情	(中小企業) ⑭、中心市街地活性化⑮、製品安全⑰ (小学物質性山瓜)					
	せい つくり・ 情報・サービス産業	化学物質排出⑮					
	<u>報 り こへ産来</u> 対外経済	輸入促進基盤整備④					
-	エネルギー・環境	電力・ガス④、低公害車®					
	原子力安全・産業	原子力防災(1次、2次)(19					
	保安						
	中小企業・地域経	中小企業対策(構造転換)②、中小卸売業・小売業(流通合理化)⑥、					
	済活性化	産業活動活性化(中小企業)⑭、中心市街地活性化⑮					
	その他	随意契約⑲					
国土交	防災	都市防災④、震災対策⑨、豪雨対策⑫					
通省	地域振興	地域開発等プロジェクト®					
	都市対策	都市内河川⑤、都市再開発⑦					
	公共施設	公共用地取得⑦、都市内駐車場⑧、バリアフリー⑰、PFI事業⑲、遊					
	\ \\ □Þ	戯施設⑮					
	道路	道路(一般道路)②、道路(高速道路等)③、高速道路⑪⑫、社会資本					
	 下水道等	(道路橋の長寿命化) 20 下水道①、下水道等⑩					
-	下小坦寺 港湾	港湾(8)					
-	<u>冷</u> 傷 治山・治水	水資源開発・利用②、水資源⑬					
-	プロ・カホ 環境保全	小真原開光・利用②、小真原⑩ 自然再生⑩					
-	 土地・建物	日然行生物					
	工地 连彻	住宅(名的資金住宅)で、土地対象で、下間層が破共同住宅の管理等で、 建築業⑤、建築行政⑥、中高層分譲共同住宅の管理⑪					
	陸上運送	物流事業(貨物自動車運送事業)⑥、旅客自動車運送事業⑦、自動車の					
	在工是是	検査・登録・整備⑬、貸切バス⑳					
	 鉄道	鉄道事業(利用者サービス)①、旅客鉄道株式会社監督行政③、日本貨					
		物鉄道株式会社及び日本国有鉄道清算事業団監督行政④、鉄道事業⑩、					
		鉄道交通安全®					
Ī	海上運送等	海上交通安全②、海上運送事業⑧、船員行政⑫、海上災害対策⑮					
Ī	航空等	航空行政⑤、空港整備等⑬、航空安全⑮					
Ī	観光	外国人観光@					
Ī	気象	気象行政⑥②					
Ī	その他	公共工事の発注事務⑦、公共事業の評価⑫、公共事業評価システム⑭、					
		留学生受け入れ⑯、実施庁実績評価⑯、公共事業の需要予測⑳、随意契					

i	1	,						
環境省	廃棄物・リサイク	廃棄物対策⑦、容器包装リサイクル⑬、産業廃棄物⑮、リサイクル対策						
	ル対策	$\bigcirc{\hspace{1cm} 0}$						
	総合環境政策	リサイクル対策(グリーン購入法関係)①						
	環境・保健	PCB廃棄物対策⑭、化学物質の排出・管理⑮						
	地球環境	バイオマス20						
	水・大気環境	湖沼①、水質保全対策⑤、大気保全対策⑥、水資源の有効利用⑪、湖沼						
		⑯、大気環境保全⑯、アスベスト⑱						
	自然環境	野生生物保護③、自然環境保全(国立公園)⑫、自然再生⑱						
	その他	随意契約⑩						
防衛省		調達・補給業務等①、調達業務(陸自)⑩、調達業務(調達実施本部)						
		⑩、調達業務(海自、空自)⑪、防衛施設の建設・管理等⑭、随意契約						
		19						
その他	規制緩和関連	規制行政(検査・検定等③、資格制度等⑩、基準・規格及び検査・検定						
		⑪)、規制行政基本調査⑥⑦⑧、規制緩和フォローアップ⑥⑦⑧⑨、規						
		制緩和⑦⑧⑨、検査検定制度⑭						
	(構造改革特別区	規制特例措置⑩⑪⑱ (各年度、上半期及び下半期の2回実施)、特例措						
	域推進本部評価	置追跡調査⑯(特区評価委員会に報告)						
	委員会依頼調							
	査)							
	許認可等行政手続	許認可等行政事務手続②、競争契約参加手続④、行政手続の公正及び透						
	の改善	明性の確保⑨、許認可等申請手続⑫、行政手続法の施行及び運用⑮、許						
		認可等の統一的把握①~⑪、⑭⑮⑰⑲㉑						
	行政サービスの改	さわやか行政サービス改善評価調査①②③⑤⑦⑨、さわやか行政サービ						
	善	スの総点検①~⑫						
	行政コストの削減	官庁共通経費等⑫、府省共通事務⑱、職員研修施設⑰						
	等	契約の競争性確保緊急調査の						
	地方分権関連	国と地方の関係①、国の関与の実態把握①~⑪						
	その他	縦割行政の弊害是正等④、法令等遵守態勢⑩、ホームページバリアフリ						
	-	<u>-0</u>						
		ı						

- 注)1 ○数字は、調査実施年度を示す。
 - 2 「消費者庁」は、平成21年9月発足につき勧告等の実績なし。

平成 22 年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要①

	作 成 担	当 農林水産、	環境担	当室			
テーマ名	農地公共事業に関する行政評価・監視 -農業水利施設を中心として-						
背景事情・調査の 目的(ポイント)	展地公共事業に関する行政評価・監視 ―農業水利施設を中心として一 ① 農業水利施設等は、国民に安定的な食料の供給を行う農業生産面の役割を果たすだけでなく、水資源のかん養や洪水防止等の多面的機能を有する重要な社会共通資本 ② 我が国の農業用水の使用量は549億㎡/年(取水量ベース)、我が国全体の水使用量の3分の2。水源からは場まで農業用水を送るための水路総延長は40万km(地球約10周分、うち基幹的水路は4万7千km)。7千か所のダム等の基幹的水利施設。農林水産省は、その資産価値を25兆円と試算 ③ 農林水産省は、土地改良法に基づく「土地改良長期計画」(平成20年12月26日閣議決定。計画期間:平成20年度~24年度)で、約7.5万haの農地で「農業水利施設」(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備、約3.7万haの畑地で農業水利施設の整備等を計画。今後、更新時期を迎える農業水利施設数が大幅に増加。現施設を適切に管理し、効率的な保全と更新が必要。既存ストックの有効利用のため、適時の施設診断や予防保全対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、トータルとしての費用を節減する対策を実施 ④ しかし、農業水利施設の維持管理について中心的な役割を担う「土地改良区」(20年3月末現在、5,256団体)は、近年、農業者の高齢化や農産物価格の低迷など厳しい農業情勢等の中で、零細・小規模で財政基盤が脆弱化、その役割を十分に果たせなくなっている現状。農業水利施設の機能が十分発揮されるためには、土地改良区がその役割を発揮できる基盤を確保するための広域的な合併の積極的な推進、施設管理の高度化・合理化等に対応した適正な管理技術者の配置や施設の操作・保守・点検の励行、施設機能を維持するための適期・適切な整備補修等が必要						
テーマの訴求点	農業水利施設の			三化・効率	站化		
(一言)	税金の無駄遣い			⊭) (00 /	t: 10 □ 00	口胆禁冲中	\
関係閣議決定等	土地改良長期			, ,	年12月26	日阁議次正)
関係法律	工地以及法()	昭和 24 年法律			生粉を超過)	た延長	(単位:km)
	年度	平成 16`	17`	1	18`	19`	平均
	機能低下延長	276	11	312	354	264	301
	標準耐用年数を	9, 155	C	9,942	10,668	11, 755	10, 308
主な関連指標の	超過した延長	·		, 542	10,000	11, 100	10, 300
推移	(注)農林水産省 2 十地改良区数及	の資料 で1改良区当たり) 面積			(単位・	: 団体、ha)
)L 12	年 度	昭和35 平		17`	18`	19`	20`
	土地改良区数	13, 041	6, 103	5, 853	5, 63	5, 474	5, 256
	1 改良区当た 242 470 477 496 505 (7確認中)						
	り面積 (注) 農林水産省の資料						
		ストによる農業	水利施設	2機能の係	 R全		
		利施設ストック				20 億円	
予算額(21 年度)	基幹水利施設	党ストックマネ	ジメン	ト事業(生	公共)	: 62.7億円	3
	2 農業水利施設の適切な整備・更新						
	国営かんがい排水事業 (公共・特会): 1,830 億円						
予想される主な	1 農業水利施設の遊休化、利用低調等、事業効果があがっていない例。合理性の						
問題点、課題	ない事業評価により、事業効果が見込めない過大な施設整備を継続の例						
		こよる農業水利		保全管理	が不適切な	ため、地域に	こ必要な農業
	田水を宇定的に供給できたい例						

	3 土地改良区の運営が法令、定款等に違反しており、その結果、農業水利施設の
	運用に支障が発生している例
	1 農業水利施設整備事業の実施状況
	公共事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、農業水利施設の整備等を行
	う、国営かんがい排水事業等の実施状況を調査
	2 農業水利施設の維持管理の実施状況
 主な調査項目 • 視	農業水利施設の長寿命化・ライフサイクルコストの低減を図る観点から、農林
土み調査項日 * 玩 点	水産省による技術指導の実施状況、これを踏まえた土地改良区による施設の維持
<i>m</i>	管理の実施状況を調査
	3 土地改良区の運営状況
	土地改良区の運営の適正化・運営基盤の強化を図る観点から、農林水産省及び
	都道府県による検査、土地改良区による監事監査の実施状況、農林水産省の合併
	推進による施策の実施状況等を調査
調査対象機関	農林水産省、都道府県、市町村、関係団体
	平成 19 年度決算検査報告
	○ ため池等整備事業の実施に当たり、施工と設計が相違していて、機能の維持が
検査結果報告での	確保されていない状態(国庫補助金275万円が不当)
指摘(会計検査院)	○ 新農業水利システム保全対策事業の実施に当たり、用水路の改修工事等を全く
	実施しておらず、補助事業の一部が実施されていない状態(国庫補助金 346 万円
	が不当)
	平成 19 年度予算執行調査(国営土地改良事業)
 予算執行調査で	○ コスト縮減の取組みとして可能な限り新工法の導入を推進するとともに導入率
プ 昇秋门 嗣重で の指摘	の引き上げに努める必要。そのためには、施工実績の少なさや設計や積算等の情
の指摘 (財務省主計局)	報不足に起因する検証の長期化、安全性への懸念等を踏まえ、それらの情報を収
(別伤目土前 向) 	集・とりまとめし、地方農政局等へ提供することでその要因を解消させ、全国的
	に新工法の導入を積極的に推進する必要
	[平成20年度政策の実績評価書]
	(施 策 目 標): 農業用用排水施設の適切な保全管理や更新整備による有効活用等
	により、用水供給機能及び排水条件の確保
	(年度目標値): 毎年度、老朽化に起因する機能低下を生じた後に補修を行う基幹
	的農業用用排水路の総延長について 301km を目標に抑制
	(年度実績値): 284km [達成率:106%=301÷284,49×100]
 (各府省独自)	(評 価 結 果): 良好な営農条件を備えた農業用水の確保が図られた。
(古州省红日)	[平成 20 年度公共事業の事業評価〔期中の評価〕(国営土地改良事業等再評価)]
	○ 国営かんがい排水事業(8地区)の投資効率は1.01から1.11とされ、事業継
	続が適当との評価
	[平成20年度事業評価(国営土地改良事業等の事前評価)]
	○ 平成 21 年度新規着工を要求する国営かんがい排水事業 (9地区) の総費用便
	益比は 1.00 から 1.71 とされ、すべて土地改良法令等や事業実施要綱等で定めら
	れている地区採択の必須条件を満たしていると評価
1	国営諫早湾干拓事業の農業用水に関する質問主意書(質問第321号、提出者 前原
	誠司議員 平成 19 年 12 月 12 日提出)
	○「国営諫早湾土地改良事業変更計画書(干拓)」によれば、干拓地営農で消費され
質 問 主 意 書	る水量を 492 万立方メートルと見込んでいるが、周辺畑地(たとえば諫早市の飯
	盛北部地区など)実施値と比べて過大ではないか。
	(答弁) 国営諫早湾土地改良事業の実施により造成した小江干拓地における日消費
	水量の実測値を基に、適正に算定しているところ
過去の勧告等	「大規模な農業基盤整備事業に関する行政監察」(平成9年2月勧告)
旭ムの割古寺	① 事業目的の達成状況や今後の見通しの検討を行う等地区ごとの事業管理をよ

- り一層徹底し、必要な事業運営の見直しを実施。また、現在事業を休止している 地区については、今後の事業運営の在り方について検討。その際、専門的な知識 を有する技術者等の有識者の意見を聴取する仕組みを設けることについて検討
- ② 農業基盤整備事業の受益地については、公用公共用施設用地の場合等を除き、 事業実施中又は事業完了年度の翌年度から起算した8年を経過しない時点で農 用地区域から除外からことのないよう県に対する指導を徹底。

なお、事業実施中においては、不適正な除外が行われないよう関係機関間での 連絡・調整の密接化

(参考) 農業水利施設(農業用用排水施設)

施設の種類	説明
農業用ダム	農業用水の取水を効率的に行うため河川をせき止め、用水の貯水・調節をする施設
頭首工	湖沼、河川などから用水路へ必要な用水を引き入れるための施設。(普通、取水位を
	調節するための取水堰と、取れいれ口及びその付帯施設から構成される)
排水機場	ほ場内の湛水防止のため、流入水を危害なく地区外に排水する設備を有する施設
用水機場	かんがいのための用水をポンプで送水する施設を有する施設

平成22年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要②

作 成 担 当 内閣・総務・厚生労働・防衛担当室

テーマ名

防衛省調達業務等に関する行政評価・監視

【背景事情】

- 17 年度以降に係る防衛計画の大綱(平成 16 年 12 月閣議決定)に示された防衛力の水準を維持するためには、調達業務等の合理化・効率化を図り、調達経費等の抑制を図ることが不可欠。
- 防衛省では、10年9月以降、数度にわたる防衛調達関連の不祥事 が発生し、その都度調達関係部局の組織改編を実施するなどの対策
- 19年9月には、防衛施設庁を廃止した上で同庁建設部の実施部門を装備本部に統合し、装備施設本部を設置。また、入札談合・情報流出等一連の不祥事を受け、同年9月に防衛大臣直属で、検察官等を起用した防衛監察本部が設置され、独立した立場から法令遵守、談合防止等の内部監察機能を担当
- しかしながら、19 年 10 月には元事務次官の絡んだ防衛装備品過 大請求等問題が発生。防衛装備品の調達への信頼が揺らいでいる状 況であるため、これまでにも増して合理化・効率化が必要
- 問題を受け内閣官房で開催された「防衛省改革会議」の 20 年 7 月 の報告書で、<u>防衛調達における透明性・競争性の確保、責任の所在</u> の明確化が重要な課題
- また、平成21年度予算の編成等に関する建議、内閣官房行政支出 総点検会議指摘事項等においても、改めて防衛調達の在り方が問わ れるとともに、一層の透明性・公正性の確保、効率化の推進が必要

背景事情・調査の目的 (ポイント)

【不祥事事案】

○ 背任事件

1993年(平成5年)から95年(同7年)にかけて調達実施本部(以下「調本)が、契約企業に対し、特別調査を行った結果、防衛庁から多額の過払いを受けていた事実が判明し、過払い額を返還。しかし、当時の調本本部長及び担当の調本副本部長が、企業幹部などと共謀の上、自己の保身を図るなどの目的をもって返還額を不正に減額

- 富士重工業(株)会長などによる贈収賄事件 1996年度(平成8年度)に開発に着手した海上自衛隊の救難飛行艇の 試作製造分担の決定等に際し、同社に有利な取り計らいを得たい旨請託 が行われ、その報酬として富士重工業会長及び前専務と元防衛政務次官 が賄賂を授受
- 防衛施設庁官製談合 18 年に防衛施設庁の建設工事に係る競争入札妨害の容疑で、防衛 施設庁現職幹部 2 人と O B 1 人が逮捕
- 元事務次官による便宜供与等

19年、元事務次官が、装備品の調達について山田洋行側へ各種便宜供与を図るとともに、輸入調達の水増し請求をめぐり同社の不利益処分を回避するよう指示していたことが判明し、収賄容疑で逮捕

○ 最近でも、航空自衛隊の備品調達における官製談合の疑い(21年6月18日新聞報道等)が報じられるなど、改革後もこれらの諸問題に対して成果を挙げられるものとなっているかの検証が必要

	○ 本行政評価・監視は、防衛省における調達業務、補給業務及び整
	備業務の実施状況を調査し、業務運営の改善及び防衛省に対する国
	民の信頼確保を資することを目的
関係閣議決定等	防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画
	○「防衛省設置法」(昭和 29 年 6 月 9 日法律第 164 号。最終改正:平成 21
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
関 係 法 令	年6月3日法律第44号)
	○「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年3月8日。最
	終改正:平成20年3月31日庁訓第30号)
	○ 防衛省(旧防衛庁)では、自衛隊の任務遂行に必要な火器、誘導
	武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食料、燃
	料等の装備品等や修理、輸送等の役務で主要なものを一元的に装備
	施設本部において調達 (中央調達)
	その予算規模は、昭和 29 年の旧調達実施本部(現装備施設本部)
	発足当初、約4,600件、約240億円。調達量の増大等により昭和57
┃ ┃主な関連指標の推移	年度以降は1兆円台、平成19年度は7,721件、約1兆3,034億円
工な民廷田保の雅物	
	○ 中央調達品目とされていない品目、又は中央調達となっている品
	目において、①1件 150 万円以下のもの、②特に緊急の必要がある
	場合③特別の事由があり大臣の承認を受けた場合を満たしたものに
	ついては、調達要求元である各自衛隊等の会計機関でも、自ら調達
	を行うことができる <u>(地方調達)</u> とされており、予算規模は平成 19
	年度 7,361 億円、中央調達のほぼ1/2相当
予算額(21年度)	物件費 (事業費):2兆6,255億円 (前年度:2兆6,486億円)
	○ 10年前より数度に渡って実施されている調達改革(制度面・教育面)
	が依然として浸透せず。
	○ 21 年度から組織横断的なプロジェクトチームの活用により、ライフサ
	イクルコストの管理強化を実施することとしたが、不十分
	○ 20 年度から新たに制度改正されたインセンティブ契約制度の活用が
→ +0 \ → \ / 0007 b	低調、調達価格の低減等の効果が不十分
予想される主な問題点、	○ 21 年度から一般輸入調達に関し海外製造メーカーとの直接契約を推
課題	進することとしたが、依然として成果が上がらず。
	○ 装備品の集中調達を実施することにより、予算は縮減されたものの、
	部隊運用上の問題が発生、それに伴うコストが生じ、非効率
	○ 調達物品の在庫管理に不適正となっているものがあるなど、補給業務
	が不適正
	○ 内部監査を定期的に実施も、形式的なものに止まっており、十分に機
	能せず。
	○ 調達改革の際に実施された事項が徹底されているか (地方を中心に)。
	○ 制度改正されたインセンティブ契約制度も使いづらいものとなってい
	ないか。また、利用させるための普及・促進活動は実施されているか。
	○ ライフサイクルコストの体制・手法等を調査
主な調査項目・視点	○ 予算の効率的な執行を図るため、集中調達をすることとしているが、
	部隊等の運用上に問題は発生していないか、調査
	○ 調達物品の在庫管理は適正なものとなっており、適正な調達・補給業
	務が実施されているか状況を調査
	○ 監査体制及び監査時の資料等を確認し、形式的なものになっていない
	か等を調査
調査対象機関	防衛省
検査結果報告での指摘	【平成18年度】
(会計検査院)	○ 海上自衛隊で調達しているソノブイについて、品質保証期間を考慮

検査結果報告での指摘 (会計検査院)	 して管理換の指示を行うなど適切な管理が行われるよう改善要求 重機関銃の物品管理に当たり、物品管理簿への記録方法を統一してすべての重機関銃を記録することとし、これを基に物品管理資料を作成するよう改善要求 【平成19年度】 所要量を大幅に超えて保管している廃電池について処分計画を作成するなどして売り払うよう適宜の処理要求 陸上自衛隊における給食の実施に当たり、方面隊ごとに定められた糧食費の定額の範囲内で行うことを明確にすることなどにより、糧食費の執行を適切に行うよう改善要求 海外を納地とする艦船用燃料油の調達において、契約相手方の取引実態に応じた為替レートを適用するなどして精算する仕組みの改善要求 航空自衛隊の補給処で保管中に有効期限が超過した救難機等搭載用の救難火工品等を訓練用として有効活用することにより、効率的な運用が行われるよう改善要求
予算執行調査での指摘 (財務省主計局)	【平成19年度予算執行調査】 ① 自衛隊病院等で使用する治療用医薬品の単価等 ② 生活物品の単価等 ③ 着陸拘束装置の定期修理 【平成20年度予算執行調査】 ① 自衛隊病院などの衛生機能 ② 被服の調達 ③ 防衛装備品の一般輸入による調達 ④ 海上自衛隊の護衛艦の搭載機器の調達 【平成21年度予算執行調査】 ① 各自衛隊共通の航空機の整備・補給 ② 陸上自衛隊における弾薬等の処分事業
(各府省独自)	 ○「取得改革委員会」(平成8年) ○「防衛調達制度調査検討会」、「防衛調達改革本部」(11 年4月取りまとめ) ○「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」(18 年6月取りまとめ) ○総合取得改革推進プロジェクトチーム(20年3月取りまとめ) ○防衛省改革本部(平成20年)
過 去 の 勧 告 等	 ○「防衛庁調達業務等に関する行政監察-調達実施本部-」(11 年3月防衛庁に勧告) 1 調達実施本部における調達業務の適正化 (1) 調達契約における競争性の確保 (2) 予定価格の算定の適正化 2 不正事案の再発防止 (1) 企業に対する原価監査等の徹底・適正化 (2) 調達業務に対する内部監視体制の強化 ○「防衛庁調達業務等に関する行政監察ー陸上自衛隊を中心として一」(12年1月防衛庁に勧告) 1 調達業務の経済的かつ効率的な実施 (1) 契約方式の見直し等 (2) 需給統制品目の見直し等 (2) 需給統制品目の見直し等 2 補給・整備業務の迅速かつ効率的な実施 3 調本支部・調達管理事務所の業務・組織の見直し

○「防衛庁調達業務等に関する行政監察-海上自衛隊及び航空自衛隊 を中心として一」(12年12月防衛庁に勧告) 1 調達業務の適性かつ経済的な実施 (1) 一般競争契約の拡大等 (2) 競争性の適切な発揮 (3) 指名業者数の拡大 (4) 予定価格の決定方法の適正化と競争の活性化 (5) 契約に係るチェックシステムの充実等 (6) 監督・検査等の公正性効率性の確保 2 補給業務の迅速かつ効率的な実施 ○「防衛施設の建設・管理等に関する行政評価・監視」(15年10月防 衛庁に勧告) 1 防衛施設の取得・管理業務の運営の効率化及び合理化 2 防衛施設の建設工事に関する業務の運営の適正化等 3 防衛施設周辺対策事業の運営の適正化等 (1) 住宅防音事業の運営の効率化及び合理化 (2) 民生安定施設設置助成事業の適正化 4 防衛施設事務所及び出張所の整理合理化 ○「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」(20年 12月全府省に ○ 総合取得改革推進PT報告書(20年3月28日)及び防衛省改革 会議報告書(7月15日)における提言を踏まえ、8月に「防衛省に おける組織改革に関する基本方針」及び「防衛省改革の実現に向け ての実施計画について」を取りまとめ ○ 20 年 12 月、「22 年度における防衛省組織改革に関する基本的考え 方」を取りまとめ。装備施設本部で「総合取得改革に係る装備施設 本部の取組について(防衛調達抜本改革プラン(中間的なとりまと め))」を公表 「骨太の方針 2009」(21 年 6 月 23 日閣議決定)で、21 年度から 防衛項目が新設。その中で、「防衛計画の大綱の修正等の検討を進め、 国の諸施策との調和を図る中で、効率的な防衛力の整備を着実に推 進」「選択と集中の考え方の下、真に必要な防衛生産・技術基盤の確 率に努めるとともに、防衛調達等の改革を実施」とされている。 ○ 「わが国の防衛産業政策の確立に向けた提言」(21年7月14日経団 連)で、①適正予算の確保と重要分野への集中投資、②輸出管理政 策の見直しによる安全保障強化と国際平和維持挙げ、政府の一貫し た防衛産業政策の策定を防衛大綱に盛り込み実行すべき、との指摘 ○ 中央・地方調達データの一元的な管理を行うためのシステムについて、 設計に関する部外委託調査を実施し、構築(21年度~22年度)。 ○ 中央での一括調達によってコスト低減が可能な装備品は中央調達に 移行するなど、中央調達・地方調達の区分の在り方を含め、地方調達の 見直しについて、自衛隊の活動や地域との関係も考慮しつつ検討

平成22年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要③ テーマ名:職員研修施設に関する調査

調査の背景

- 国の行政組織においては、減量・効率化の 観点から、定員の合理化などの対策を講ずる ことが求められている。
- 各府省の研修施設については、参議院決算委員会の平成15年度決算審査措置要求決議(平成17年6月7日)において、「行政改革の観点から、すべての研修施設を総点検すべき」、「国家公務員の研修の在り方についても、抜本的に見直すべき」などとされている。
- 各府省が設置している職員等 の研修を担う施設は、国家行政 組織法(昭和23年法律第120号) 第8条の2に基づく施設等機関と しての文教研修施設のほか、本 省内部部局、地方支分部局等に 置かれている研修所等があり、そ の目的、設置形態、研修内容等 は多種多様
- この調査は、多種多様な 各府省の研修施設の概況、 研修の実施状況等を明らか にするとともに、民間企業、 地方公共団体等における研 修業務等の実施状況を把握 し、研修施設の在るべき姿の 検討とその見直しに資するた めに実施

主要調査項目と調査の視点

1 研修施設の概況

各府省が設置している研修施設の概況等を調査

2 研修の実施状況等

各府省の研修施設で実施している研修の実績等を調査

3 民間企業、地方公共団体等における研修業務等の実施状況

各府省の研修施設との比較のため、民間企業、地方公共団体等における研修業務等の取組状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

全府省

関連調査等対象機関

民間企業

地方公共団体

独立行政法人

平成22年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要④ テーマ名:児童虐待の防止等に関する政策評価(総合性確保評価)

調査の背景

○ 児童虐待の防止等に関する法律や児童福祉法等に基づき、関係府省は、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・支援に向けた取り組みを実施

○ 平成20年度の児童相 談所における児童虐待相 談対応件数は4万2,664件 (平成11年度の約3.7倍)、

虐待による死亡事例も後 を絶たず ○ 児童虐待の防止等に 関する政策について、総 体としてどの程度効果を 上げているかなどの総合 的な観点から評価を実施

主要調査項目と調査の視点

1 児童虐待の防止等に関する政策の現況

児童虐待の防止等に関する各種施策・事業の実施状況を把握・分析

2 児童虐待の防止等に関する政策の効果の発現状況

各種施策・事業の実施により、児童虐待の防止等の効果が発現しているか等を分析

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、国家公安委員会・ 警察庁、法務省、文部科学 省、厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、 関係団体等

平成 22 年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要⑤

(規制改革等担当室)

		- B +	
	実施予定年度	平成22年度	
テ ー マ 名	「テレワークの	推進に関する政策評価」	(総合性確保評価)
政策の概要	少ンの会 労通果 一件レ最「・宝子テナー調高を口盤体の替期府推基ーの点10現本閣ワワと性調をしている。」のでは、に整の要画まを開けてと地が人の築はのる。平関備普なーまで、カウク活官をは、の第はのる。平関備普なーまで、カウク活官をは、1990年をは、1990年をは、1990年を1990年を1990年の第1990	(ITを活用した場所や) 進展し、労働力人口の減少 の置かれた状況に応じた。 急激な変化に対応できる 等に寄与 、女性・高齢者・障害者等 実現、定住の促進による。 で 2 削減、仕事の生産 成 19 年 5 月に「テレワーク する関係省庁連絡音及に下 み推進施策の3つの施策 制度改正等】 2006」(平成18 年 7 月 26 でに適正な就業環境の下で 進路と戦略~新たな「創設 でに適正な就業環境の下で 進路と戦略~新たな「創設 きの在宅勤務の普及など。	でのテレワーカーが就業者人口の2割を 造と成長」への道筋〜」(平成19年1月 、ITを活用した就業機会の拡大 、関連制度の見直しや環境整備の推進 指針」(平成19年12月18日仕事と生活
当該政策の成果目標及び効果の発現状況	<u>一(注)人口</u> 成することを ○ テレワーカ 2002 年度 20 6.1% (注)テレワー 【政策効果に関 ○ インターネ ワーカー率の 【政策効果に対 ○ テレワーカ	ションプラン等において 七率倍増を図り、 <u>テレワー</u> 目標 一率(国土交通省調べ) 005年度 2008年度 201 10.4% 15.2% (201 クを1週間あたり8時間 する事実(肯定論、実証: ットの常時接続の急増に 上昇) する疑問点等(否定論、	%以上) 以上行う人 事例)】 よる着実なテレワーク人口の増加(テレ 反証事例)】 めには、一層の普及促進が必要ではない

	○ 企業規模別や業種別の取組状況にばらつきはないか。		
	○ 企業の活力や生産性の向上及び個々人のワークライフバランスの充実等に		
	十分に寄与しているか。		
効果の発現を阻害し	国や地方公共団体による周知が不十分なことによる企業における認識不足		
ていると想定される	○ 職場における環境整備が不十分		
課題	○ 企業による情報セキュリティ管理の強化や景気低迷の影響		
実施生産選字の理点	平成 18 年度から、全府省がテレワークの推進に関する施策に取り組んでいる		
実施年度選定の理由 	ことから、一定の実績に基づいた評価が可能		
調査対象機関	全府省、地方公共団体、関係団体、企業等		

平成 22 年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要⑥

	作成担当 総務	課地方業務室			
テーマ名	公共職業安定所における未充足求人対策に関する行政評価・監視				
背景事情・調査の目的 (ポイント)	(背景事情) ○ 平成 21 年 8 月の有効求人倍率は、0.42 倍で前月に引き続き過去最悪の水準となっており、また、完全失業率は過去最悪となった前月より0.2 ポイント改善したものの 5.5%となるなど、雇用情勢は依然として厳しい状況 ○ しかしながら、新規求人数に対する就職件数の割合は約3割(※)で、公共職業安定所に提出される求人の約7割は未充足(以下「未充足求人」という。)となっており、公共職業紹介における労働力の需要と供給のミスマッチの解消が喫緊の課題 (※)平成21年8月の新規求人数は43万9,024人、就職件数は14万448人。充足率(就職件数/新規求人数)は32% ○ 公共職業安定所では、未充足求人対策として、i)求職者に対し、情				
関係閣議決定等	= -			E実や雇用・生活保障セ 、対策に関する言及なし	
関 係 法 律	職業安定法(昭和	22 年法律第 141	号)		
	表 公共職業安定	所の求職者の就	職率 (単位:	%)	
	14年 15	年 16年	17年 18	3年	
	26. 7	28.8 30.7	31.6	32. 4	
	(注) 厚生労働	省職業安定局	•		
主な関連指標の推移	表 充足率(就職	件数/新規求人数	数)の推移 (単	位:人、件、%)_	
	区分	20年8月	21年7月	21年8月	
	新規求人数(A)	600, 933	479, 563	439, 024	
	就職件数(B)	126, 201	154, 962	140, 448	
	充足率(B/A) 21.0 32.3			32. 0	
	(注)「一般職業紹	介状況」(厚生労働	省、平成21年8月	月分)	
予算額(21 年度)	(当該年度予算の主要事項) ○「新雇用戦略」の推進(7,101億円の内訳) ・若者の自立の実現―3年間で100万人の正規雇用化― 334億円 ・女性の就業希望の実現―3年間で最大20万人の就業増― 4,334億円など				

	(平成 21 年度職業安定行政関係予算)
	一般会計:187.4 億円、労働保険特別会計:2,340.7 億円
予想される主な問題点、	1 未充足求人の把握、原因分析及びその活用が適切に行われず。
課題	2 求人者対策(条件緩和の助言等)が適切に行われず。
	3 求職者対策(カウンセリング等)が適切に行われず。
	4 求人者及び求職者に対する情報提供(頻度、方法及び内容等)が適切
	に行われず。
	1 未充足求人の把握及び原因分析並びに原因分析結果の未充足求人対策
	への活用状況
主な調査項目・視点	2 未充足求人のフォローアップの実施状況
	3 求職者に対するカウンセリングの実施状況
	4 求職者及び求人者に対する情報提供及び指導・助言の実施状況
調査対象機関	厚生労働省、労働局、公共職業安定所、民間職業紹介事業者
検査結果報告での指摘	
(会計検査院)	
予算執行調査での指摘	
(財務省主計局)	
	【「高齢者雇用対策に関する行政評価・監視(全国計画調査:平成13年度)】
	厚生労働省は、高齢者の雇用を促進する観点から、安定所において、求
過 去 の 勧 告 等	職者のニーズや開拓した求人に係る分析、その結果を踏まえた適切な求人
	開拓計画の作成及び <u>未充足求人の原因の分析・検討等</u> 一般職業紹介業務取
	扱要領で定める業務について、その確実な実施を指導徹底する必要あり
	国は、平成21年10月23日、緊急雇用対策本部を設置、「貧困・困窮者、
備考	新卒者支援」、「3 つの重点分野における雇用の創造」等を内容とする緊急
	雇用対策を決定。21 年度末までに 10 万人程度の雇用を創出

平成22年度実施予定の行政評価局調査テーマ候補の概要⑦

	作成担当 内閣・総務・厚生労働・防衛担当室
テーマ名	障がい者雇用に関する行政評価・監視
テーマ名 障がい者雇用に関する行政評価・監視 平成18年の「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」 生労働省)によると、15歳以上64歳以下の障がい者のうち就業しているの割合は、身体障がい者134.4万人(推計値)のうち43.0%、知的障がいる5.5万人(推計値)のうち52.6%、精神障がい者35.1万人(推計値)のち17.3%。 i)「障害者施策総合調査」(平成20年内閣府)によれば、稼働収入得ながら生活することを望んでいる障がい者は、全体の75.4%、ii)体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」(18年厚生労働省でも、就業していない障がい者の約半数が就業希望を持っているなど、がい者の就労意欲に高まり。 しかし、平成20年における障がい者の職業紹介状況等(厚生労働省)みると、求職件数12.0万件、就職件数4.4万件、就職することができない(有効求職者数)は多数 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号。以下害者雇用促進法」という。)により雇用義務が課されている従業員56人上規模の企業の平成21年度の障害者雇用率は1.63%で、17年以降上昇傾しかし、法定雇用率(民間企業で1.8%等)に対しては、いまだ低い水特に、中小企業における雇用の改善に遅れ このような状況を踏まえ、厚生労働省は、平成20年に創設し「特定原因難者雇用開発助成金」等を活用し、障害者の雇用維持・拡大を図るご等を内容とする「障害者雇用維持・拡大プラン」を取りまとめ。これにづく施策の着実な実施により、障がい者の雇用・就労支援のさらなるが強化 この行政評価・監視は、障がい者の雇用促進対策の実施状況を調査し関係行政の改善に資する。	
7	障がい者雇用の推進 ○ 障害者基本計画 (平成 15 年~24 年の 10 年計画。平成 14 年 12 月閣議決
関係閣議決定等	定) 障害有基本計画(平成 15 平、24 平の 10 平計画。平成 14 平 12 万阁藏伏定)
関 係 法 律	○ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)○ 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)
政 策 ツ ー ル	 ○ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用の義務化と「障害者雇用納付金」制度 ○ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(地域障害者職業センター)による職業リハビリテーションサービスの提供、障害者雇用に関する事業主への支援(ジョブコーチの派遣等) ○ 障害者就業・生活支援センター(都道府県知事が認定した社会福祉法人、NPO法人等)による就労継続支援事業(雇用型、非雇用型) ○ 地域の事業主団体等を活用した「障害者雇用に関する意識改革促進事業」の推進 ○ 発達障害者の就労支援の推進 ・ 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進 ○ 事業主への助成金 ・ 特定就職困難者雇用開発助成金 ・ 試行雇用奨励金

\bigcirc	障害者に対す	「る就労支援の推進 228 億円]

- ・ 中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援 (15 億円)
- ・ 雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化 (59 億円)
- 障害特性に応じた支援策の充実強化 (14 億円)
- ・ 障害者に対する職業能力開発支援の充実 (64 億円)
- 「工賃倍増5か年計画」の推進

(17億円)

(「「工賃倍増5ヶ年計画」の推進」は、事業仕分けの対象となり、22 年度予算額を縮減されたところ。)

予想される主な問題 点、課題

予算額(21年度)

1 雇用の促進

・ 障害者雇用促進法においては、障がい者の雇用の促進を図るため、事業主に対し、障害者雇用率(民間企業で1.8%※)に相当する人数の身体障がい者・知的障がい者の雇用を義務づけているが、十分遵守されず。

また、精神障がい者は雇用義務の対象ではないが、精神障害保健福祉 手帳保持者を雇用している場合、各企業の雇用率に算定が可能とされて いるが、手帳の取得が行われていない例がある一方、非雇用者の手帳を 用いて雇用率の水増し。

- (※)障害者雇用率:①一般の民間企業:1.8%、②特殊法人等:2.1%、③国、地方公共団体:2.1%、④都道府県等の教育委員会:2.0%
- ・ 公共職業安定所は、毎年、事業主から雇用状況報告を求め、雇用率未 達成の事業主に対して指導。しかし、雇用率未達成企業のうち過半数を 占める不足数が1人である企業の解消、障がい者を雇用していない企業 における障がい者雇用の推進等、重点的・効果的な指導が行われず。
- ・ 厚生労働省は、障がい者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障がい者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業(常用雇用労働者301人以上の事業主。ただし、2010(平成22)年7月1日から201人以上、2015(平成27)年4月1日からは101人以上の事業主。)から納付金を徴収し、一定水準を超えて障がい者を雇い入れる事業主に対して調整金等を支給。納付金については制度の妥当性の指摘、未納付企業に対する督促が十分行われず。
- ・ 法定雇用率の算定に当たっては、重度身体障がい者又は重度知的障がい者は、それぞれその1人の雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとカウント(ダブルカウント)。また、短時間労働者は原則的に雇用率にはカウントされないが、重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、それぞれ1人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとカウント。しかし、このような算定方法は適当ではないとの指摘あり。

2 事業主に対する支援

- ・ 厚生労働省は、昭和56年度から、障がい者などの就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部について、特定就職困難者雇用開発助成金(※)を支給。しかし、法定雇用義務の対象者に対しても、同助成金を支給することは疑問
 - (※) 1 中小企業事業主を対象に、1年6か月(重度障がい者等は2年)間で135万円(重度障がい者等は240万円)。
 - 2 本助成金は「雇用保険二事業に関する行政評価・監視」においても調査
- ・ 厚生労働省は、障がい者雇用の経験のない中小企業において、初めて 障がい者を雇用した場合に、奨励金(100万円)を支給する障害者初回雇

- 用奨励金を平成20年度(21年2月6日~)に創設。しかし、同奨励金の対象は従業員56人~300人の企業。法定雇用義務の対象企業と重複しているほか、対象者は1人のみであることから、効果を危惧する指摘あり。
- ・ 厚生労働省は、安定的な障がい者雇用を促進するとともに地域の障がい者雇用の拡大を図るため、失業中の障がい者等を新たに雇用して、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に助成金(会社を設立し、10人以上の雇用で2,000万円以上等)を支給する特例子会社等設立促進助成金を平成20年度に創設。当該助成金の効果が上がっているか把握の必要あり。
- ・ 厚生労働省は、中小企業における障がい者雇用の促進を図るため、事業協同組合等(※1)が「雇用促進事業」(※2)を行う場合、その経費の一部を助成する事業協同組合等雇用促進事業助成金を平成21年度に創設。当該助成金の効果が上がっているか把握の必要あり。
- (※) 1 水産加工業協同組合、商工組合、商店街振興組合、事業協同組合
 - 2 雇用促進事業とは、障害者雇用促進法第45条の3第1項第3号に規定する事業
- ・ 障がい者の雇用環境を整備するための助成等として、i)障がい者を 雇い入れるため、作業施設の設置・整備や重度障がい者の雇用管理のために職場介助者を配置する事業主等に対する助成金の支給、ii)重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等を5人程度以上雇用する事業主が、事業施設等の設置・整備又は土地を取得する場合、必要な資金を低利で融資する制度などあり。制度の周知不足等により活用が低調

3 職業相談·職業紹介等

- ・ 公共職業安定所においては、就職を希望する障がい者に対して、求職 登録から就職後のアフターケアまで一貫した支援が行われていないこと もあり早期離職者が後を絶たない。また、障がい者に対する専門の相談 員、求人開拓担当員が不足
- ・ 厚生労働省は、障がい者に関する知識や雇用経験がない事業所に対し、 障がい者雇用のきっかけをつくり一般雇用への移行を促進するため、短 期の試行雇用(トライアル雇用※)を推進しているが、実績が低調、あ るいは、3か月経過後の離職者が多いなど、事業が効果的に行われてい るか疑問。
 - (※)公共職業安定所の職業紹介により、事業主と対象障がい者との間で短期間(原則3か月間)の有期雇用契約を締結した場合に奨励金を支給

4 職業能力開発の推進

- ・ 障がい者の職業訓練は、一般の公共職業能力開発校のほか、障害者職業能力開発校においても行われているが、障がい者(求職者)の障害特性やニーズに応じた専門的できめ細かな職業訓練となっていないことから、就職に結びつかないとの意見
- ・ 厚生労働省は、平成21年度から都道府県に障害者職業訓練トレーナーを配置し、企業現場等を活用した実践的な職業訓練を実施する中小企業などに訓練カリキュラムの策定から就職に至るまでの一貫した支援を実施しているほか、離職者等を対象として実施している委託訓練の対象を新たに在職障害者に拡げ、職場定着や職種転換に伴い必要となる職業訓練を実施。これらの訓練の効果が上がっているか把握する必要あり。

	1 雇用の促進状況
┃ ┃主な調査項目・視点	2 事業主に対する支援状況
工。四五八百 次派	3 職業相談・職業紹介等の実施状況
	4 職業能力開発の推進状況
調査対象機関	厚生労働省、都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県、関係団体等
留意すべき周辺情報	障害者自立支援法の見直し(廃止)と新たな制度に留意
	○平成 18 年度 ((独)高齢・障害者雇用支援機構 不当事項 役務)
	の経費に架空の賃金、旅費等を含めるなどしていたため、委託費の支払額
┃ ┃検査結果報告での指摘	が過大となっているもの
(会計検査院)	
(云前 快里)元/	○平成 19 年度
	((独)高齢・障害者雇用支援機構 不当事項 役務)
	障害者雇用納付金関係業務等に係る委託業務の実施に当たり、委託業務の発売に加密の投票符を合めており、これたちは、それましていたちは、それまの工力を設定し
	の経費に架空の旅費等を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大 となっているもの
予算執行調査での指摘	該当なし
(財務省主計局)	
	○内閣府
	・障がい者制度改革推進会議(平成22年1月12日~)
(各府省独自)	 ○厚生労働省
	・障害児支援の見直しに関する検討会(平成20年7月22日 報告)
	・発達障害者支援の推進にかかる検討会(平成20年8月29日 報告)
	・労働政策審議会障害者雇用分科会 ○衆議院
	○永巌院 障害者雇用促進に関する質問主意書 ((民)中根康浩議員)
	(平成 16 年 10 月 12 日提出 質問第 13 号)
質 問 主 意 書	
	○参議院 株地際がい老の東田に関わる所則も辛妻 ((尺) 東野港田港長)
	精神障がい者の雇用に関する質問主意書 ((民)平野達男議員) (平成20年2月18日提出 質問第40号)
	○ 「障害者の就業等に関する政策評価」(平成 15 年 4 月 15 日大臣通知)
	〇 「障害者の雇用就業に関する行政評価・監視」(平成8年5月20日勧告)
	1 障害者雇用促進制度の見直し
	(1)精神薄弱者を含む雇用率の設定
	(2)除外率の見直し
	(3) 身体障害者雇用納付金制度の見直し
	2 障害者雇用対策の充実
	(1) 法定雇用率の達成指導
┃ ┃過 去 の 勧 告 等	ア 民間企業に対する雇入れ計画作成命令の発出範囲の見直し
	イ 都道府県教育委員会における法定雇用率の達成のための環境整備
	(2) 重度障害者の雇用対策の推進
	(3) 障害者職業能力開発校における入所対象者の拡大
	(4)障害者職業相談員の有効活用 (5)税制上の優遇措置の利用の促進
	(5) 税制上の愛西指直の利用の促進 3 特殊教育諸学校高等部における職業教育及び就職指導の充実
	○ 円/四天日田丁[八回 寸 四四~4017] ②相联术状月八〇 邓加明日号7/八大
	☆ 国は、「障がい者制度改革推進会議」を設け、この中で雇用についても検
	討を予定(第1回22年1月12日、第2回2月2日、第3回2月25日(予
	定))